宗太郎両名は整理組合事務所に組合長大神熊次郎を訪ひ生活保証問題が解決するに至るまで中止すべきことを交渉したるも纏らず一應現場に引上げ交渉委員として改めて矢野外石郎　山田伊太郎等を選び再度整理組合事務所に赴きたるに組合長大神熊次郎は逃避影を見その爲交渉委員は整理組合事務所責任者坂巻を案内人として大神の私宅に行きたるも帰居らざりしため　一令嬢中に誠意ある回答を沖君にせよ。二回答なき場合は小作人側の要を容れ保証問題解決するまで工事を止むることに同意ありたるものと看做す旨を坂巻を通じ太神に告げしめ帰途に着いた。この間約[redacted]二時間半　委員の右交渉中現地に於ける組合員は保証問題の解決する迄工事を中止して呉れと云ふことを朝鮮人土工にも判からせる為めに鉄条網を張り大、この時整理組合側は土工に酒を飲ませ喊声を上げて我々に立ち向わせたが労働者の中には農民との斗争を拒否した同志も居た、我々は切角労働者との同志打ちを避けた。[redacted]

[redacted]田重蔵沖宗太郎君外二十六名、翌七月一日は被検束者の家族[redacted]親族がやられたところは、息子がやられた所は親爺[redacted]及他支部組合員並に全水九瀬の同志諸君の援援あり現場に同にも増して動員された、被検束者の中岩田重蔵、沖宗太郎、大野甚三郎、西島治七君は市土手町赤沢岳に拘禁され不起訴にて釈放され大西島君を除き他の三名は業務妨害の名の福岡区裁判所検事岡利夫により起訴され八月九日公判　翌十日左の判決言渡しを受け同

被検束されたる同志は

三ヶ月　沖宗太郎君　同

同　大野甚三郎君　同

同　岩田重蔵君（未決拘留三十日算入）

後四ヶ月（三年間猶予）公判に動員された人員　百五十余名

[redacted]松園支部全体となり警察署へ対する被検束者釈放要求、[redacted]整理組合との交渉を重ね七月二十三日保証問題は次の如く解決した、

[redacted]地一反八畝に付　保証金　六百六十三円九十銭（農民側のモノの約二倍に達する）

[redacted]と同時に石川郁郎君は整理組合長大野熊次郎、組合副長橋本使太郎、請負人久保

当日福岡署警部巡査[illegible]現場にありて我々の行動を黙許したら我々が強硬組合を作り紛争を見逃した上、[illegible]仲裁をするからと云て検束した

政手大塚鶴雄を業務妨害器物毀棄罪の犯行ありとし福岡区裁判所検事局に告発したるも保証[redacted]解決の后これを取下げた。[redacted]家族に対する被検束者釈放の運動は急速に展開され内出獄者数安全は

月十六日松本治一郎氏方に於て開かれた　参会者百五十名

若干の　批判

[redacted]問題を通じ区劃整理組合事業は耕地整理法、都市計劃法、及土地収用法による保護を受け、地[redacted]の小作人よりその唯一の生産手段たる土地を無理矢理に奪ひ業績大なることを知り整理施[redacted]内に居住せる小作人自作農諸君を組織の影響下に置き共同斗争をなし且つ労働者に訴へその機構なくしては勝利を得難きことが明瞭となった、

沖君は元回農組合員であり且つ整理組合の評議員となり最初より整理事業に反対したるものかつた事、沖君が松園支部へ加入后支部に於ける交渉戦術が積極的でなかつたことがこの斗かなり困難に陥らしめたものなることを知らねばならぬ　因に回農幹部の策謀と術数とに憤たる回農大釣支部大衆は遂に九月十二日回農支部を解散し、回農と手を切つて九月十四日新たに釣農民組合を結成した、新らたに生れた大釣農民組合は我松園支部の影響下にあるものであることは松園支部の農民委員会活動の成果である

現在闘はれつゝある主なる争議（枠内の中）

区	班	名	土地	摘要	備考
酒井	伊井野町	田	十三町歩	組合員…堅田栄作君　外四十二人 地主　笠渕秀次　石丸雄太郎君外四十一人… 地主　甘木銀行頭取　長島又二郎　外六十人	訴訟中
畑		田	二十二町八反歩 八歩		
畑		一町七畝二十六歩		地主栄ゴム福岡市天神町 古川勝正　田中照治	
価格		六万千八百五円 二十二銭			